

令和6年度秦野市羽根森林資源活用拠点（仮称）に係る
経済波及効果等調査委託業務 仕様書

1 業務の目的

本業務は、令和5年2月策定の「羽根森林資源活用拠点（仮称）における土地利用構想」に基づき、本拠点の整備を検討するに当たり、施設の建設や運営等により見込まれる直接的・間接的な経済波及効果を多角的に検証するとともに、森林・木材産業やカーボンニュートラルへの影響等を検証するほか、効率的かつ効果的な施設建設・運営に向けて、民間資金やノウハウを活用する可能性も含めて具体的に検証し、今後の事業実施に向けた検討課題等を整理することを目的とする。

2 仕様書の適用範囲

この仕様書は、秦野市（以下「発注者」という。）が受注者に業務を委託する令和6年度秦野市羽根森林資源活用拠点（仮称）に係る経済波及効果等調査委託業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

3 準拠法令等

本業務は、この仕様書のほか、秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）等に基づき実施するものとする。

4 委託期間

契約締結日から10月31日（木）までとする。

5 業務の内容

(1) 計画準備

本業務の円滑な遂行に向けた業務計画書を作成する。

(2) 資料・収集整理

ア 秦野市の現状整理

既往資料・統計データ等から、秦野市及び周辺地域における人口、産業、地域経済等の特性を、定量・多面的に分析・把握する。

イ 事業概要の整理

本事業についてのこれまでの検討結果に加え、官民連携事業の推進に当たり必要となる情報を整理し取りまとめる。

(3) 官民連携事業スキームの検討

ア 官民役割分担の検討

開発敷地、製材・加工施設、森林ふれあい施設等の整備及び運営内容を整理し、適切な官民役割分担及び官民の事業範囲について検討する。

イ リスク分担の検討

事業内容、官民役割分担を踏まえ、官民のリスク分担を検討する。

ウ 事業スキームの検討

民間資金やノウハウを活用するための事業スキーム(事業範囲、事業方式、事業形態、法制度、財源等)を検討する。また、民間事業者の選定方法、選考基準のあり方も整理する。

エ 民間事業者の事業参画意欲を高めるための工夫

前項までに整理・検討した事業スキーム等を踏まえ、地域内外の多様な民間事業者が事業参画に関心を示すよう、本事業の情報の周知に努めるとともに、民間事業者から収集した意見を集約する等の工夫を行う。

(4) 経済波及効果の検討

ア 直接効果

(3)での検討や民間事業者の意見を踏まえ、本拠点施設の建設投資のほか、施設運営や来場者・利用者による消費活動などがもたらす直接効果を分析する。

イ 間接効果

直接効果が生じることで誘発される原材料等の生産(第1次波及効果)や、直接効果や第1次波及効果によって増加する雇用者所得が家計消費として支出される(第2次波及効果)などの間接効果を分析する。

ウ その他の効果

本拠点施設での雇用創出効果や市内外の関連施設間の連携による相乗効果等の定量的、定性的な効果を分析する。

(5) 拠点整備に伴うにぎわい創出効果の検討

本拠点施設の整備に伴い、本市の人口動態を踏まえた賑わいや交流の創出、地域活性化等について把握・検討する。

(6) その他の事業効果の検討

森林関連産業への影響や二酸化炭素の固定量・吸収量への影響等、(4)、(5)で検討した経済波及効果を補足する事業効果を検討する。

(7) 検討結果のまとめ・今後の課題整理

以上の検討結果を取りまとめるとともに、今後の検討課題を整理する。また、事業実施に向けた事業スケジュール(工程表)を作成する。

6 業務計画書の作成

- (1) 受注者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、発注者に提出すること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 業務工程
- エ 業務実施体制
- オ 打合せ計画
- カ 緊急時を含む連絡体制
- キ その他必要な事項

(3) 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにした上で、発注者の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに変更業務計画書を提出すること。

7 成果品

(1) 本業務の成果品として納入するものは次のとおりとする。

- ア 調査分析報告書（A4版製本カラー） 10部
- イ 調査分析報告書概要版（A4版製本カラー） 10部
- ウ 電子データ（DVD-R） 1枚
- エ その他関連資料 1式

(2) その他、留意事項は次のとおりとする。

- ア 報告書等は、環境に配慮した製品を使用するよう努めること。
- イ 報告書等は、両面印刷に努め、図面等がA3版になる場合は、見開き製本になるよう努めること。
- ウ 電子データについては、発注者、受注者双方で協議の上、汎用性が高く、共有化できるファイル形式（マイクロソフト・ワード、エクセル形式、PDF形式等）で作成するよう努めること。

(3) 成果品の納入場所は、秦野市環境産業部森林ふれあい課とする。

8 成果品の権利

本業務により作成した成果品の著作権、特許権、仕様権等の諸権利は、発注者に属するものとする。

9 守秘義務

受注者は、本業務の実施過程で知り得た情報について、発注者に承諾なく第三者に漏らしてはならない。

10 その他

この仕様書は、事業の提案をするに当たり、最低限の必要事項を掲載していることから、この内容を踏まえた上で最良の提案を行うこと。指定事業者の決定後、プロポーザルでの提案を踏まえ、委託仕様を決定する。